

かけがえのない命を守りたい—自殺対策—

▶ 25分に一人の方が自ら命を絶っています。

警察庁の統計によれば、令和2年に自ら命を絶たれた方は、全国で2万919人であり、9年連続で3万人を下回りました。しかし、依然として1日に57人、25分に一人の方が自ら命を絶っていることとなります。千葉県においても1,023人の方が自ら命を絶たれる大変痛ましい状況であり、県、市町村及び各種団体が連携して総合的な自殺防止策に取り組んでいるところです。



▶ あなたやあなたの大切な人が悩んでいたら…一人で悩まず相談を。

もし、あなたが悩みを抱えていたら、ぜひ相談してください。

また、大切な人が悩みを抱えていることに気づいたら、ぜひ声をかけてみてください。そして、その人が悩みを話してくれたら、話をそらしたり、「そんなことで」と否定したり、安易に励ましたりせず、じっくりと話を聴いて、相談窓口を紹介してあげてください。その後も、「何かあったらまた話してね」と寄り添い、温かく見守ってあげてください。

※ LINE を活用した SNS 相談窓口を開始しました。右記ホームページからご確認ください。

相談先の一覧「こころの健康、悩みなどの相談窓口」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/kokoro/soudanitan.html>



▶ 県民の皆様へ

自殺はその多くが「心理的に追い込まれた末の死」です。自ら命を絶つ方は、本当は生きたいと強く願いながら、様々な事情により自殺以外の選択肢が考えられない精神状態に追い込まれたり、精神疾患を発症し正常な判断ができない状態になると言われています。

家族や友人が借金や病気等で悩んでいたら、どうか声をかけてあげてください。そして、その人の心の声を聴いてください。それだけで気持ちが楽になるものです。

※ 3月は自殺対策強化月間です。千葉県では、首都圏の九都県市と連携して自殺予防に関する取組活動を行います。

参考(厚生労働省ホームページ 自殺対策)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/index.html



お問い合わせ 千葉県健康福祉部健康づくり支援課 TEL 043-223-2668

千葉県献血推進強調月間

春先は、気候の関係や、風邪などで体調を崩される方が増えることや、年度替わりで学校や企業の協力が得られにくいことから、献血者が減少し、血液が不足する傾向にあります。さらに、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為、イベントの中止や企業の在宅勤務など、献血会場の確保が困難な状況が続いています。

県では、3月を献血推進強調月間と定めています。

献血は、県内6カ所の献血ルームと、ショッピングモールなど県内各地を巡回する献血バスで実施しています。皆さまの献血への積極的な御協力をお願いします。

各献血ルーム	TEL
モノレールちば駅献血ルーム (千葉モノレール千葉駅構内)	043-224-0332
津田沼献血ルーム (JR 津田沼駅北口 津田沼パルコB館6階)	047-493-0322
柏献血ルーム (JR 柏駅東口 榎本ビル5階)	04-7167-8050
松戸献血ルームPure (JR 松戸駅西口 松戸ビル1階)	047-703-1006
献血ルームフェイス (JR 船橋駅南口 Faceビル7階)	047-460-0521
運転免許センター献血ルーム (千葉運転免許センター内)	043-276-3641



※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前の予約をお願いします。

お問い合わせ 千葉県赤十字血液センター TEL 047-457-0711
県 薬 務 課 TEL 043-223-2614

千葉県 献血

検索

未成年と妊娠中の飲酒が健康に与える影響について

県の健康増進計画「健康ちば21(第2次)」では、「未成年の飲酒をなくす」「妊娠中の飲酒をなくす」を目標項目としています。

未成年者や妊婦の飲酒が、健康に与える影響について、紹介します。お酒を飲むと危険なことがたくさんあります。ご自身で注意するとともに、周りにいる方も、アルコールをすすめないように気をつけましょう！

未成年の飲酒

脳に大きなダメージを与え、集中力や記憶力、判断力の低下や体の成長を妨げます。また、将来、アルコール依存症になる確率を高めます。



妊娠中の飲酒

胎児の正常な発育の妨げになり、低体重や脳の障害、流産などを引き起こす可能性があります。また、授乳中の飲酒は、母乳を介してアルコールが乳児に入り、発育を妨げます。



お問い合わせ 千葉県健康福祉部健康づくり支援課 TEL 043-223-2661

里親になりませんか？ —あなたを待っている子どもたちがいます—

社会的養護が必要な子どもたちとは？

保護者の病気、あるいは保護者からの虐待など様々な理由から、家庭で生活することができない子どもたちがいます。

厚生労働省の調査によれば、令和元年度中に全国の児童相談所が児童虐待として相談対応した件数は193,780件(速報値)となり、年々増加しています。

こうした中、子どもたちが健やかに成長していくために、社会全体で育てる、いわゆる「社会的養護」がより求められています。



里親制度とは？

社会的養護を必要とする子どもを、保護者に代わって家庭的な雰囲気の中で、愛情深く育ててくださる方を里親といいます。

特定の大人との愛着関係の下で養育されることで、子どもたちの自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な基本的信頼感を獲得できます。そのほか、家庭生活を体験することで、将来、子どもたちが家庭生活を築く上でのモデルとすることなどが期待できます。

しかし、平成30年度末時点で、本県における里親等の家庭に預けられる子どもたちは全体の約28%に過ぎません。そのため、今後は、家庭的な環境で生活できる子どもたちの割合を増やしていく必要があります。

あなたも里親になりませんか？

里親は特別な制度ではありません。子どもたちへの豊かな愛情を持っていること、健康であること、研修を受講していることなどの里親になるための必要な要件を満たせば、県の認定を受けて里親になることができます。

まずは管轄の児童相談所にお問い合わせください。



お問い合わせ 千葉県健康福祉部児童家庭課 TEL 043-223-2322